

実務対応報告公開草案第51号

「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

一般社団法人 生命保険協会

2017年3月3日

平成29年1月27日付「実務対応報告公開草案第51号『債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）』の公表」における質問のうち、「質問2」に対して、下記のとおりコメントを申し述べます。

記

質問2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

- ・ 現時点では国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大きくないことを踏まえると、本実務対応報告案による取扱いの影響は限定的と思われるが、将来的な金利水準の動向によっては、大きな影響が生ずる可能性もある（例えば、将来的にマイナス金利の深掘り・長期化等の状況が生じると、退職給付債務の評価額が、「利回りの下限としてゼロを利用する」場合と、「マイナスの利回りをそのまま利用する」場合で、大きく異なることも考えられる。）ため、第16項に記載のとおり、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行うことを支持する。

以上